

東北地方整備局路政課の取組み

～道路管理瑕疵及び広報活動の事例紹介について～

東北地方整備局 道路部 路政課

1. はじめに

東北地方整備局は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の6県を管轄しており、その面積は、国土全体の約2割を占める広大な面積を有し、管理延長は、約2,790.7km（H21年3月末時点）に及んでおります（12事務所・41出張所体制）。

東北地方における都市間距離は、全国平均の約1.3倍であり、山脈や峠が各地域を分断し、交通を阻害する要因となっていること、また、地域の約8割が豪雪地帯に含まれ、生活環境に影響を与えていることなどから、当整備局は、東北が発展していくために道路交通の課題である「距離・峠・雪」の克服を目指して、「強く美しい東北」の実現のため、東北のみちサービスの向上を図っております。

当整備局における路政課の役割としては、道路法を始めとする各種道路関係法令の運用、許認可事務、公示関係事務の的確な執行、道路関係訴訟・調停等への対応、附帯・受託工事の事務、さらに補助金等の交付決定事務、一般有料道路事業の許可等の各種許認可事務について主導的役割を果たし、円滑な道路行政の遂行に努力しているところであります。

本稿では、当課の業務概要と具体的な取組み事例として「落水雪等に起因する管理瑕疵事案」及び「道路ふれあい月間の取組みを中心とした広報活動」について紹介致します。

2. 路政課の業務紹介

1) 道路管理瑕疵対応業務

道路管理瑕疵に起因した事故について、国家賠償法の規定に基づき、各種判例等を判断材料として、被害者に対する損害賠償業務を行っております。現在、当課では、この業務を行う上で、過去から蓄積された管理瑕疵案件についてのデータベース化に取り組んでおります。当整備局管内で発生した管理瑕疵に起因する事故データから、いつ、どこで、どのように発生したか、過失割合は、引用判例は、など細かくその要素を抽出し、1つのシートへとりまとめ、必要なデータ（項目）を検索、集計できるように整理するものです。これまで、いわゆる各事故の概要をとりまとめた資料は存在しましたが、今回、さらに細かく業務を進めているのは、以下の理由によるものです。

このデータの作成の目的には、事故防止が挙げられます。これまでは、管理瑕疵に起因する事故が発生した場合、当課では、どのように解決を図るか、どのような過失相殺で損害金を支払うかという観点を中心に業務が行われてきました。その業務の結果は、事故防止への取組みにはあまりフィードバックされておらず、実際の道路管理とは別個の問題として処理されてきました。

しかし、このデータベースを作成することで、当然、どのエリアで事故が頻発しているか、事故はどのような道路構造に起因しやすいかなど事故原因が見えてきます。すると、見いだしたこの結論は、道路管

理へ大いに貢献できるデータとなり、より一層事故防止につながるものと考えております。

また、管理瑕疵の有無や過失相殺の割合等については、外部機関への照会に基づく検証も実施し、示談における判断が公正なものであったか、適切なものであったかといった事後評価も併せて行うこととしております。

2) 道路占用許可業務

道路占用許可に係る権限は、「地下街・アーケード」などの特殊な物件を除き出先機関である事務所に委任されており、それぞれの事務所において法令・通達などに基づき審査や許可手続きを行っております。

各事務所において申請書の内容を審査する際、法令・通達の解釈について疑義が生じた場合に当課へ照会が寄せられますが、その内容はある程度定型化しており、過去に同様の照会がある場合も多く見受けられます。

当課では、それら法令・通達の運用・解釈等に関する資料を収集し類型的に整理したデータベースを構築し、各事務所における審査の平準化・迅速化に努めております。

また、これまで人事異動の時期には、初めて占用許可事務に携わる担当者から多くの照会が寄せられておりましたが、このデータベースを活用することにより照会件数が減少する結果も確認しております。

3) 公示関係業務

道路法等の規定に基づく道路の区域決定、区域変更及び供用開始等の公示関係手続きを行っております。具体的には、道路の区域決定及び供用開始、高速自動車国道の区域決定及び供用開始、自動車専用道路の指定、権限代行に関する工事開始・完了、沿道区域の指定及び立体道路区域の指定など様々なものを官報に公示する業務を行っております。

当課では、この業務の遂行にあたり、その公示の規定に関する審査を行うだけでなく、時には、関係資料（工事用図面等）を添付することにより、供用開始時の国道の維持管理を適正に管理するための指導も行っております。

また、公示（区域変更及び供用開始）チェックシートを作成することにより、各事務所における公示資料作成の標準化・迅速化に貢献できるよう取り組んでおります。

4) 広報・表彰関係業務

地域住民の方々に、普段何気なく使っている道路の役割や重要性を再認識していただき、今後の道路の整備や管理が、地域の発展、日々の安心できる生活にどのように関わっていくのか理解を深めていただくため、「道路ふれあい月間」を中心として様々な企画で広報活動を展開しております。

また、「道路ふれあい月間」の行事として、日頃より道路美化活動や交通の安全に尽力されている方々に対して、これまでの活躍と今後のさらなる活動の発展を祈念するための表彰を行っております。なお、表彰の際には受賞者との意見交換も行っており、地域の道路に関するご意見やご要望を伺い、よりよい地域づくりのための参考としております。

5) 補助金等交付業務

道路の整備等に係る補助金等の交付に関する業務として、主要地方道の整備、資源の開発、産業の振興、観光その他の国の施策上特に道路を整備する必要があると認められるものに実施している通常補助事業、地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組みを支援することにより、地域の活力

の基盤を創造することを目的とした地域活力基盤創造交付金事業、地域再生を支援するため、地方道、農道及び林道をパッケージ化して、各府省が連携して助成する事業を目的とした道整備交付金事業等を行っています。

業務の中でも、特に地域活力基盤創造交付金事業は、道路特定財源の一般財源化により、今年度から創出された制度であり、地方公共団体からの問い合わせも多いことから、その関心の高さが伺えます。平成21年度は当整備局管内に約980億円が配分されました。

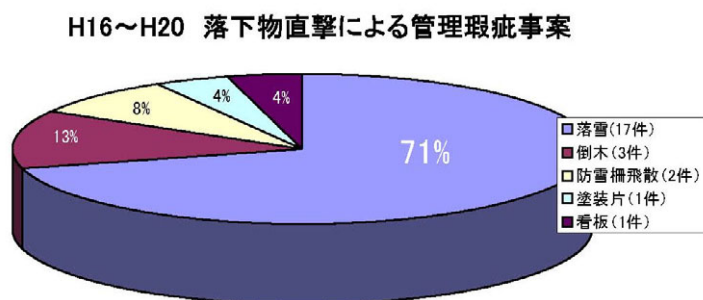
3. 具体的取組み事例 (1) 落水雪等に起因する管理瑕疵事案について

東北地方は、その面積の98%が積雪寒冷地域（日本全国では面積の62%が積雪寒冷地域）となっており、さらに約80%が豪雪地帯という、大変気象条件の厳しい地域といえます。

その様な特異な環境の中では、つららや雪氷塊の落下に起因した事故が発生することがあります。ここでは、事故はどのような箇所、どのような原因で発生するのか、また、実際に発生した管理瑕疵の事例について紹介致します。

■東北地方整備局管内の落水雪等に起因する管理瑕疵事案の状況

当整備局管内においては、平成16年度から平成20年度までの5年間に示談に至った管理瑕疵事案は、全部で60件に上ります。そのうち、落雪や倒木等の落下物直撃による事故が24件発生しました。さらに、その約7割（17件）が落水雪に起因した事故となっています。



※H16～H20の間に発生した事故を集計しています。

■事故の発生原因

では、落下物直撃事故の約7割を占める落水雪に起因した事故はどのような場所で起こったのでしょうか。また、その原因はどこにあったのでしょうか。

落水雪の多くは、橋梁やボックスカルバートなどの構造物に起因します。例えば橋梁について見ると、その多くはトラス構造の橋梁によるものがほとんどです。構造上、トラス橋の上部には着雪しやすく、かつ、容易に除去することができないことが主な原因です。トラス橋の中には、滑雪効果をもたらすための塗装やヒーティング機能が施されているものもありますが、短時間での着雪で、その後の気温の変化や車両通行による振動に起因する落水雪への危険を回避することは容易ではありません。

また、ボックスカルバートやスノーシェッドにおいても、出入口上部の法面等に堆積した雪の融雪水が壁面を流下し、下端部につららが発生したり、出入口側面上部の積雪が気温の変化により落下する場合があります。

構造物の他にも、道路脇に生えている立木の枝などに着雪した雪が、その重みに耐えきれず、枝がしなり落雪する場合があります。その立木が道路区域内に入っていれば、枝等への積雪に注意しなければいけないことはもちろんですが、道路区域外であっても、枝がしなることで道路上部へ落雪することが十分考えられます。

その他、歩道橋や道路照明灯、道路情報板、標識板からの落雪による事故も発生しています。これらの落下により、通行する車両のフロントガラス等の破損、落下によるドライバーの運転操作を原因とした交通事故が考えられます。その際、路面が滑りやすい場合やスピードが出ている場合は、被害が更に拡大することも考えられます。

また、道路情報板や道路標識等は歩道上空にも設置されている場合もあり、落下した場合は歩行者へも被害を及ぼすことが考えられるため、市街地や通学路等においては留意が必要となります。

降雪時の運転は、視界も悪いことが多く、その状況下で、雪氷等の落下は、いくらドライバーが注意して運転していたとしても、大半は回避が困難であり、事故につながってしまいます。冬期間の道路巡回は、より一層その重要性を増すこととなります。

■当整備局管内の管理瑕疵事例



① スノーシェッドからの落氷雪による事故

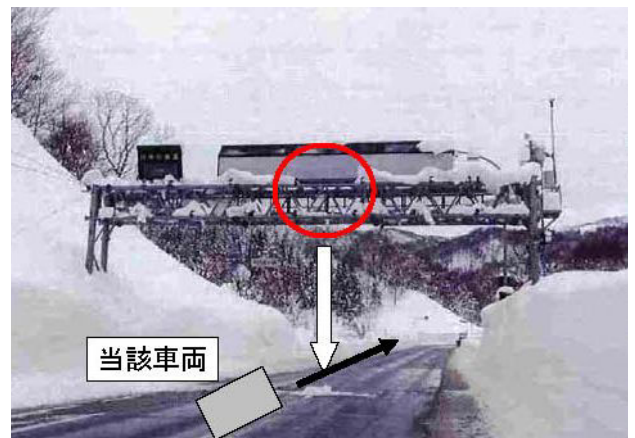
スノーシェッドの出口付近に積もっていた雪氷が、道路上に向け落下し、スノーシェッド内を通過してきた車両に直撃した。この事故により車両のフロントガラス及び屋根が破損したほか、運転手も右手を負傷した。

なお、当該箇所の雪氷の状況は、事前に道路管理者で把握していた箇所であり、除去作業の準備を行っている途中に発生した事故である。

② 道路情報板からの落雪による事故

道路情報板に積もっていた雪が、道路上に向け落下し、通行していた車両に直撃した。この事故により車両のフロントガラスを損傷した（人的被害はなし）。

当日の朝までは降雪があったため、道路情報板に着雪したが、事故当時は、降雪もなく晴れていたことから融解により落下したものと思われる。



③ 道路脇の立木からの落雪による事故

道路脇から道路上へ張り出していた立木に積もった雪が、道路上に向け落下し、通行していた車両に直撃した。この事故により車両のフロントガラス、屋根、ドアミラー等を損傷した（人的被害はなし）。

道路巡回による目視点検においても、前方や側方だけではなく、はるか上方の立木の状況等も確認することが重要である。

■冬期間の道路管理

今現在、連日の雪に見舞われ、現場を管理する事務所（出張所）の職員並びに作業にあたる業者の方々は、日々、凍結抑制剤の散布や除雪・

排雪作業を行い、ドライバーの方々の安全を確保し、物流等のライフラインに支障を来さないよう、懸命の作業を行っているところであります。

今後も、道路を利用する皆様が、安全安心な道路利用ができるよう努めていきたいと考えております。

4. 具体的取組み事例 (2)

道路ふれあい月間の取組みを中心とした広報活動

今年度の「道路ふれあい月間」では、これまで行ってきた道路整備が地域にもたらした効果、日々の暮らしに身近な道路事業、災害に強い地域づくりを担う道路整備などを主なテーマに、予算をかけずに最大限の広報効果が得られる事を目標にして、各地域の特色を織り交ぜながら各地で広報活動を行いました。

また、取組みにあたっては当整備局もしくは、各事務所のみの活動とならないよう、それぞれの地域の自治体、ボランティア団体、住民の方々と協力しあい、文字どおり道路とふれあい、これからも正しく使うことを願って開催しました。今年度の取組みの主なものとして、パネル展示を紹介致します。

■道路ふれあい月間パネル展（宮城県仙台市）

当整備局では宮城県、仙台市、NEXCO 東日本、宮城県道路公社と協力し、道路に関するパネル展を開催しました。この取組みは、予算をかけない道路広報を実施するという方針のもと、平成 20 年度から実施しております。

より多くの方に見ていただけるよう、実施会場には、宮城県庁、仙台市役所、仙台市近郊の道の駅、そして仙台七夕まつりで多くの人が行き交う国道 4 号の地下横断歩道内と複数の箇所で開催しました。



(一般国道 4 号 あおば通地下道)

展示パネルの内容はこれまで行ってきた道路事業がその地域にもたらした整備効果や、いまだ記憶に新しい岩手宮城内陸地震での道路被害とその後の復興状況など、リアルタイム、かつ、分かりやすく伝える事に気を配り約 40 点展示しましたが、どれも通りゆく方々が足を止め、興味深く見入っておりました。

パネル展示にあわせて、今後の道路広報や道路行政の参考とするためアンケートにも取組み 64 名の方から回答をいただきました。

最も興味を持った内容は、昨年の岩手宮城内陸地震からの復興状況、次いで高規格ネットワークの整備効果でした。今後知りたい話題も地域防災に役立つ道路整備、高規格ネットワークの整備計画となり、東北地方の地域特性があらわれたものと思います。自由意見では自転車専用道路の整備を望む意見、自転車のマナーを訴える内容が多かったのが特徴的でした。ほかにも、道路に関して定期的な広報を望む声や、地域の道路整備計画や整備効果についてもっと詳しく知りたいという意見もあり、今後の道路行政の励みとなるものもありました。また、「道路ふれあい月間」の認知度（表1）の調査結果では、およそ半分の方が「知らない、初めて聞いた」という回答となっていたことから、この月間が広く定着するようこれからも継続して広報活動に取り組む必要があると考えております。

このパネル展は、会場手配からパネル構成と作成、展示準備まで、予算をかけずに全て職員の手作りで行ったものですが、内容と会場の相乗効果でしょうか、その模様はテレビニュース、新聞の記事としても紹介され、広報効果は非常に高かったと自負しております。来年度に向けて、さらに効果が望める会場の選定や、パネルテーマなど、今年度のアンケートにもあったとおり、地域の方々が知りたい情報のニーズを念頭に、真に必要な道路整備や日々の道路管理の重要性に少しでも興味を持っていただくよう、企画準備を進めていきたいと思っております。



(パネル展示の中で最も興味をひいたテーマ)

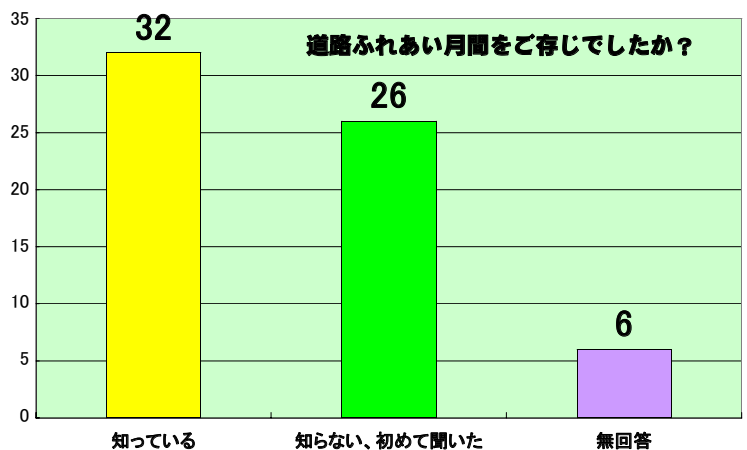


表1 (アンケート結果より「道路ふれあい月間」の認知度)

5. 終わりに

日頃から道路行政に対する国民のニーズが高くなっているのを感じる一方で、職員の数も限られており、全てを満足できる対応は難しいことから、当課では、道路管理瑕疵や道路占用関連のデータベース構築等にみられるような様々なアイデアを出し合いながら、これからも業務の簡素化と効率化を進めて満足度の高い道路行政を目指していきたいと考えております。

また、具体的な取組み事例として「落氷雪等に起因する管理瑕疵事案」及び「道路ふれあい月間の取組みを中心とした広報活動」について紹介致しましたが、皆様今後の適正な道路管理及び広報活動の一助となれば幸いです。